

船舶事故調査報告書

令和8年2月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和7年7月31日 10時45分頃
発生場所	愛知県田原市伊川津漁港 伊川津村三等三角点から真方位291°730m付近 （概位 北緯34°39.3′ 東経137°07.6′）
事故の概要	漁船丸泉丸は、南南東進中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和7年8月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 丸泉丸、0.7トン
船舶番号、船舶所有者等	AC3-59075（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	本船 船首部に割損等、プロペラ翼に破損 岸壁 コンクリート部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 気温 約31℃ 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 伊勢・三河湾には、令和7年7月30日09時40分に津波注意報 が発表され、31日10時45分に同注意報が解除された。
事故の経過	<p>船長は、津波注意報が解除されると予想して本船に1人で乗り組み、伊川津漁港を出発した。本船は、船長が同注意報の発表前に同漁港北北西方沖に仕掛けた刺し網に魚が掛かっているかどうかを確認した後、帰航を始めた。</p> <p>船長は、ふだんは早朝に刺し網の状況確認を終えていたが、このときは津波注意報の影響によって昼近くにまで確認作業が遅れていた。</p> <p>本船は、船長が船尾部の操縦区画で舵輪の手前に立った姿勢で操船に当たり、伊川津漁港の東防波堤と西防波堤との間に向けて約9ノットの対地速力で南南東進していた。</p> <p>本船は、東防波堤手前で、船長が操船中に意識を失った状態となり、予定針路よりも左の針路で航行し、東防波堤の南端から連なる岸壁（以下「本件岸壁」という。）に衝突した。</p> <p>船長は、衝突の衝撃で意識が戻り、主機を停止し、船体の損傷状況を確認して航行可能であったので、本船を自力で係留場所に着けた。</p> <p>船長は、本船の船外機をチルトアップした際、プロペラ翼が破損していることを認め、海底に接触したことを知った。</p> <p>船長は、漁業協同組合担当者に本事故の発生を連絡した。</p>

	<p>船長は、帰宅後、衝突の際に舵輪に当たったと思われる胸部が痛み、救急車で田原市内の病院に搬送され、<sup>ろっ</sup>肋骨骨折の診断を受けた。</p> <p>船長は、帽子を被<sup>かぶ</sup>り、長袖シャツ及びズボンの上に上下の合羽<sup>かっほ</sup>及び救命胴衣を着用していた。また、手にはゴム手袋を着用し、足にはゴム長靴を履いていた。</p> <p>船長は、気温が高く蒸し暑い中、日差しをしのぐ場所がない本船上で、ふだんよりも汗をかいたので水分を補給していたが、頭がくらくらして熱中症のようになって意識を失ったのではないかと思った。</p> <p>厚生労働省のウェブサイト*<sup>1</sup>では、熱中症の症状、予防等が次のとおり紹介されている。</p> <p>(1) 熱中症の症状として、めまい、立ちくらみ、生あくび、大量の発汗、筋肉痛、筋肉のこむら返りがある。</p> <p>(2) 熱中症の予防として、次のとおりである。</p> <p>① 天気の良い日は日陰の利用、こまめの休憩</p> <p>② 吸湿性・速乾性のある通気性の良い衣服を着用</p> <p>③ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、身体を冷やす</p> <p>(3) 高齢者は暑さや水分に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調整機能も低下しているので、注意が必要です。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
分析	<p>本船は、船長が気温が上昇して蒸し暑い状況下で作業していたことから、南南東進中、船長が意識を失って予定針路を外れ、本件岸壁に衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、本船に日差しをしのぐ場所がなく、ふだん早朝に終えている作業が昼近くにまで遅れて、気温が上昇して蒸し暑い中、通気性の悪い合羽及びゴム手袋を着用し、ゴム長靴を履いて作業をしていたことから、水分を補給していたものの、熱中症のような症状で意識を失った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、船長が気温が上昇して蒸し暑い状況下で作業していたため、本船が、南南東進中、船長が意識を失って予定針路を外れ、本件岸壁に衝突した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏季の気温が高い時期に直射日光が当たる状況で操業する漁船の船長は、日差しが強い時間帯を避け、水分や塩分を適切に補給するほか、通気性の良い衣服を着用したり、保冷剤等で身体を冷やしたりするなど、熱中症予防のための措置を十分に講じること。</li> <li>・ 船長は、事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。</li> </ul>

\*<sup>1</sup> 厚生労働省のウェブサイト「熱中症予防のための情報・資料サイト」URL  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/pamph.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html)

付図1 事故発生場所概略図

